

## 平成22年度青森県知的財産活用促進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1 県は、知的財産の活用による新事業等の創出を図るため、県内中小企業者が行う特許を活用した事業に係る実現可能性調査又は市場化調査に要する経費について、平成22年度予算の範囲内において、県内中小企業者に対し、青森県知的財産活用促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2 この要綱において、「知的財産」とは、知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第1項に規定する知的財産のうち、特許に関するものをいう。

2 この要綱において、「県内中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する事業者のうち、自ら有する技術について特許を取得しようとしている又は公開済み特許を利用しようとしているもので、県内に所在する事業者をいう。

### (補助対象経費及び補助金の額)

第3 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

### (申請書等)

第4 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 補助事業実行計画書（第2号様式）

(2) 最近2か年の貸借対照表及び収支計算書

3 補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税額及び地方消費税額に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請するものとする。ただし、申請時において当該消費税等に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の交付の条件)

第5 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助事業者は、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするときは、あらかじめ事業計画変更承認申請書（第3号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、事業中止（廃止）申請書（第4号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、事業遂行遅延等報告書（第5号様式）に遅延（事故）の理由を立証する書類等を添えて知事に提出し、その承認を受けること。
- (4) 補助事業者は、補助事業の状況及び経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備えつけ、平成23年4月1日から5年間保管しておくこと。

(申請の取下げの期日)

第6 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付決定通知を受けた日から起算して10日を経過した日とする。

(補助金の交付方法)

第7 補助金は、補助事業の完了後交付する。

(実績報告)

第8 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して20日を経過した日又は補助金の交付に係る年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに補助事業実績報告書（第6号様式）に、補助対象経費に係る支払い証拠書類の写しを添付して行うものとする。

2 前項の実績報告を行うに当たっては、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかの場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告するものとする。

(補助金の額の確定等)

第9 知事は、第8に定める実績報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第5第1号に基づく承認をした場合はその承認された内容。）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10 補助金の請求は、補助金請求書（第7号様式）を知事に提出して行うものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額報告書(第8号様式)を提出するものとする。

2 県は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部について、その返還を請求するものとする。

附 則

この要綱は、平成22年5月10日から施行する。

別 表 (第 3 関係)

補 助 対 象 経 費

| 事業<br>区分                   | 経費区分 | 内 容                                                                 | 補助金の額                                           |
|----------------------------|------|---------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 知的<br>財産<br>活用<br>促進<br>事業 | 旅 費  | 特許を活用した事業に係る実現可能性調査又は市場化調査に必要な専門知識等を得るための外部の専門家等の招聘又は特許権者等の訪問に要する旅費 |                                                 |
|                            | 委託料  | 特許を活用した事業に係る実現可能性調査又は市場化調査のための外部の専門機関等への委託料                         | 左の経費の合計額のうち、1事業者につき実支出額の2分の1又は300千円のいずれか低い額以内の額 |
|                            | 謝 金  | 特許を活用した事業に係る実現可能性調査又は市場化調査に必要な専門知識等を得るための外部の専門家等への謝金                |                                                 |

第1号様式（第4関係）

文 書 番 号  
平成 年 月 日

青森県知事 殿

住所  
申請者 名称及び代表者氏名 ㊞

平成22年度青森県知的財産活用促進事業費補助金交付申請書

平成22年度に実施する知的財産活用促進事業について、下記のとおり補助金の交付を受けたいので、青森県補助金等の交付に関する規則第3条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、経費の配分は、別添実行計画書のとおりです。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助事業の目的
3. 補助事業の効果
4. 補助事業に要する経費の額
5. 補助金交付申請額
6. 補助対象経費の額
7. 補助事業の開始及び完了予定日

第2号様式（第4関係）

補助事業実行計画書

1. 事業内容

2. 事業日程

3. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金交付申請額の算出基礎

(単位：円)

| 経費区分 | 補助事業に要する経費 | 補助対象経費 | 算出基礎       |        | 補助金の額 | 備考 |
|------|------------|--------|------------|--------|-------|----|
|      |            |        | 補助事業に要する経費 | 補助対象経費 |       |    |
|      |            |        |            |        |       |    |
| 合計   |            |        |            |        |       |    |

4. 補助事業に要する経費の調達方法

|          |   |
|----------|---|
| 自己資金     | 円 |
| 補助金交付申請額 | 円 |
| 合計       | 円 |

青森県知事 殿

住所  
補助事業者 名称及び代表者氏名 ㊞

平成22年度青森県知的財産活用促進事業計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け青新創第 号をもって交付決定通知を受けた上記補助事業について、下記のとおり計画を変更したいので、平成22年度青森県知的財産活用促進事業費補助金交付要綱第5第1号の規定に基づき承認を申請します。

記

1. 計画変更の内容と理由（詳細に記入すること。）
2. 計画変更後の経費の配分及び算出基礎

（単位：円）

| 経費区分 | 補助事業に<br>要する経費 |     | 補助対象経費 |     | 補助金の額 |     | 備 考 |
|------|----------------|-----|--------|-----|-------|-----|-----|
|      | 変更前            | 変更後 | 変更前    | 変更後 | 変更前   | 変更後 |     |
|      |                |     |        |     |       |     |     |
| 合 計  |                |     |        |     |       |     |     |

（注）備考欄に算出基礎を記入すること。

3. 計画変更が補助事業に及ぼす影響

第4号様式（第5関係）

文 書 番 号  
平成 年 月 日

青森県知事 殿

住所  
補助事業者 名称及び代表者氏名 ㊞

平成22年度青森県知的財産活用促進事業中止（廃止）申請書

平成 年 月 日付け青新創第 号をもって交付決定通知を受けた上記の補助事業を下記の理由により中止（廃止）したいので、平成22年度青森県知的財産活用促進事業費補助金交付要綱第5第2号の規定に基づき、承認を申請します。

記

1. 中止（廃止）する事業名
2. 中止（廃止）の時期
3. 理 由

第5号様式（第5関係）

文 書 番 号  
平成 年 月 日

青森県知事 殿

住所

補助事業者 名称及び代表者氏名 ㊞

平成22年度青森県知的財産活用促進事業遂行遅延等報告書

平成 年 月 日付け青新創第 号をもって交付決定通知を受けた上記の補助事業について、下記のとおり事故があったので、平成22年度青森県知的財産活用促進事業費補助金交付要綱第5第3号の規定に基づき報告します。

記

1. 事業名
2. 補助事業の進捗状況
3. 補助事業に要した経費
4. 事故の内容及び原因
5. 事故に対する措置
6. 補助事業の遂行及び完了の予定

（注）事故の理由を立証する書類を添付すること。

第6号様式（第8関係）

文 書 番 号  
平成 年 月 日

青森県知事 殿

住所  
補助事業者 名称及び代表者氏名 ㊟

平成22年度青森県知的財産活用促進事業実績報告書

平成 年 月 日付け青新創第 号をもって交付決定通知を受けた上記補助事業を完了したので、青森県補助金等の交付に関する規則第12条の規定に基づき、下記のとおりその実績を報告します。

記

1. 実施した補助事業
2. 補助事業の効果（具体的かつ詳細に記載のこと）

3. 補助事業の収支決算

(1) 収入

|         |   |
|---------|---|
| 自 己 資 金 | 円 |
| 補 助 金   | 円 |
| 合 計     | 円 |

(2) 支出

(イ) 総括表

(単位：円)

| 経費区分 | 補助事業<br>に要する<br>経 費 | 補助対象<br>経 費 | 補助金申請額 |
|------|---------------------|-------------|--------|
|      |                     |             |        |
| 合 計  |                     |             |        |

(ロ) 区分及び費目別の決算内訳書

| 経費区分 | 実 績 内 訳 |
|------|---------|
|      |         |
| 合 計  |         |

第7号様式（第10関係）

文 書 番 号  
平成 年 月 日

青森県知事 殿

住所

補助事業者 名称及び代表者氏名 ㊞

平成22年度青森県知的財産活用促進事業費補助金請求書

平成 年 月 日付け青新創第 号をもって交付決定通知を受けた上記補助金について、平成22年度青森県知的財産活用促進事業費補助金交付要綱第10の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 精算払請求金額（算用数字を使用すること）
2. 取引銀行名、口座番号及び名義人

第8号様式（第11関係）

文 書 番 号  
平成 年 月 日

青森県知事 殿

住所

補助事業者 名称及び代表者氏名 ㊞

平成22年度青森県知的財産活用促進事業費補助金に係る  
消費税等仕入控除税額報告書

平成22年度青森県知的財産活用促進事業費補助金交付要綱第11第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- |                                       |   |
|---------------------------------------|---|
| 1. 補助金額（交付要綱第9による額の確定額）               | 円 |
| 2. 補助金の確定時における消費税等仕入控除税額              | 円 |
| 3. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額（3－2）                      | 円 |

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。